

第19回 地方分権改革有識者会議・
第18回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：平成27年1月15日（木） 10：02～10：57

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館6階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕神野直彦座長（司会）、後藤春彦、白石勝也、勢一智子、谷口尚子、平井伸治の各議員

〔提案募集検討専門部会〕高橋滋部会長、勢一智子、山本隆司の各構成員

（勢一構成員は地方分権改革有識者会議議員との兼務）

〔政府〕石破茂内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、平将明内閣府副大臣、小泉進次郎内閣府大臣政務官、松山健士内閣府事務次官、井上源三内閣府審議官、満田誉内閣府地方分権改革推進室次長、三宅俊光内閣府地方分権改革推進室次長

主な議題

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）について

（神野座長） ただいまから、第19回「地方分権改革有識者会議」と第18回「提案募集検討専門部会」の合同会議を開催いたします。

明けましておめでとうございますという年頭の御挨拶とともに、皆様方には大変お忙しいところ御出席いただき、深く感謝を申し上げます。

本日は、石破大臣、平副大臣、小泉大臣政務官にも御臨席を賜っています。

有識者会議の小早川座長代理、柏木議員、森議員、提案募集検討専門部会の磯部構成員、伊藤構成員は、所用のため欠席との御連絡を頂戴しています。

それでは、開会に先立ちまして石破大臣から御挨拶を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

（石破大臣） 皆様、おはようございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

選挙等を挟み、色々なスケジュールが遅延しがちですが、何とかそれを取り戻していくべく私どもとしても努力をし、皆様のお力を賜りたいと思います。よろしくお願い致します。

提案募集検討専門部会においては、85時間にも及ぶヒアリング・議論を行っていたき、論点を整理し、対応策を検討していただいたところであり、誠にありがとうございます。

地方から様々な御提案をいただいておりますが、閣僚懇談会において私から2回にわた

り、次のようなことを申し上げました。

まず、政府として分権を推進する立場から、提案の実現に向けて断固とした決断を行う必要があるということが第1点。

第2点は、よく現行規定で対応可能であるというお答えをすることがありますが、それだけ言われても仕様がありません。ではどうすればできるのかという問いに対し、それはあなた方で考えなさいと言っても仕方がないので、どうすればできるのかということは丁寧に説明をしなければならないということです。

そして、対応困難という場合には、その理由を具体的に示し、御納得いただかなければ意味がないということ。

以上3点について、それぞれ所管大臣がきちんと指導力を発揮していただきたいということを申し上げたところです。

また、各府省との調整に当たっては、逐次報告を受け、対応方針を個別に指示するとともに、重要な意思決定を要する案件については、事務レベルだけではなく政治的な判断を要しますので、政務レベルに上げるという取組を続けてきたところでございます。

したがって、更に大詰め調整を行っている農地関係を除き、現時点で実現・対応の割合は、提案募集検討専門部会で取り上げた重点事項に限ると約8割、重点事項以外を含めた新規事項では約6割に達したところです。昨年10月に比べて大きく前進しています。数さえ達成すればよいというわけではありませんが、重点事項の達成状況がよかったということから、地方側が支障事例や課題を具体的に明らかにすること、国と地方で議論を尽くすことがいかに重要であるかということをよく認識したところです。関係された全ての方々に感謝を申し上げる次第です。

実現した具体的な提案を見ますと、提案募集方式を導入したことによる新たな地方分権改革の成果が現れているという認識を持っています。すなわち長年の懸案事項について、有識者の皆様方による客観的な議論を含めて、解決するための仕組みが設けられたこと。そして、国がこれまで気が付かなかった事項について、地域の事例に基づく提案をいただいて施策の前進につながられたこと。更に、地方創生、人口減少対策に対する提案が多く寄せられたということは、極めて有り難かったと思っています。特に市町村からの御提案は、件数だけ見れば全体の4分の1ですが、実現・対応の割合は都道府県よりも多くなっています。これは市町村からの御提案にまさしく現場での具体的な支障事例を踏まえたものが多いということに基づくものであったと考えているところです。

本日は、このような成果を取りまとめました対応方針の案について御議論をいただきます。これを踏まえ、残された課題について調整に全力を尽くしてまいります。できるだけ早く政府の対応方針を決定し、法律改正により措置すべき事項については、次期常会に分権一括法案という形で提案をしてまいりたいと思っています。これまで大

変に御尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。更なるお力を賜りたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) どうもありがとうございました。

(報道関係者退室)

(神野座長) それでは、議事に入る前に、新たに就任された議員を御紹介させていただきます。

既に御案内かと思いますが、古川康議員は佐賀県知事を辞職されましたので、それに伴い本会議の議員も退任されました。この度、平井伸治鳥取県知事が本会議の議員に就任されましたので、御紹介させていただきます。

それでは、平井議員から一言御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(平井議員) 皆様おはようございます。先ほど石破大臣から任命いただいたところでございます。石破大臣、平副大臣、小泉大臣政務官をお迎えし、神野座長、高橋部会長始め、議員の皆様のお話をいただきまして、今日もすばらしい議事が、実り多いものができることを御期待申し上げたいと思います。

今や地方創生元年となってまいりまして、地方団体も大いに期待をしているところです。石破大臣が地方創生担当大臣に就任されて1週間後に、鳥取県に珍事が起こりました。スターバックスが進出を決めました。これほど早く大臣の就任効果が現れるかと地元は驚いたものです。

地方創生には、中央集権となっているところを分散させることと併せまして、分権が大事なのです。分権をして地方で実際に色々な権限を行使して、地域のため、住民のための視点でやっていく。これができる環境を地方分権改革有識者会議で是非とも整えていただければ有り難いと思います。

石破大臣とよく年始に参ります宇倍神社というところが鳥取県内にございます。この場所は大伴家持公の赴任先でした。「新しき 年の始めの 初春の 今日降る雪の いや重け吉事」と詠まれたのが万葉集の最後を飾った歌でございます。今年が地方分権にとりましても素晴らしいことが重なる、そういうよい年であってくださいと願ひまして、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(神野座長) ありがとうございました。力強い限りですので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事次第を御覧いただければと存じますが、本日の会議では、昨年10月に中間取りまとめを皆様方に御議論いただいた後、政務の適切なイニシアチブのもとに大変前進いたしましたので、まとめることができました、「平成26年度の地方からの提案等に関する対応方針（案）」について審議をさせていただければと考えています。

それでは、この対応方針（案）について事務局から御説明いただければと思いますの

で、よろしくお願ひいたします。

(三宅次長) 地方分権改革推進室次長の三宅です。資料1～5に沿って御説明申し上げます。

最初に資料1「平成26年の地方分権改革に関する提案募集方式に係る取組状況」を御覧ください。昨年4月に「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」を決定し、その後、提案募集の受付を5月から7月に行いました。8月から10月にかけては、提案募集検討専門部会で14回、合計85時間にわたるヒアリング・御議論をいただき、10月末にはこちらの合同会議で「平成26年の地方からの提案に関する当面の方針」(中間取りまとめ)を決定することができました。その後、事務調整あるいは政務での折衝といったものを継続しているところであり、本日の会議で対応方針(案)についての了承をいただければ、1月中を目途に地方分権改革推進本部及び閣議での対応方針の決定へと進めてまいりたいと考えています。

このうち法律改正により措置すべき事項については、次期通常国会において一括法案を提出しようという段取りです。

資料2を御覧ください。冒頭、大臣からもお話がありました対応方針別の分類状況です。左側のピンク色の部分には類型が書いてあり、類型①がこれまで地方分権改革有識者会議でヒアリング等を行った重点事項とそれ以外の新規事項、類型②が農地・農村部会で議論する事項です。表の見出しは、「提案の趣旨を踏まえ対応」、「うち手挙げ方式により実現」、「現行規定で対応可能」といった小計(A)の分類、現在まだ少し残っている「折衝中」、それから、今回残念ながら「実現できなかったもの」となっています。

それぞれの対応状況の割合は、赤い線で囲っている部分です。まず1行目の重点事項、有識者会議でヒアリング等を行った事項は、79.8%ということでおおむね8割の対応状況となっており、中間取りまとめに比べますと、かなりポイントが上がっています。2行目、重点事項以外の新規事項等についても48.5%ということで5割弱の割合となっており、これも中間取りまとめに比べポイントが上がっています。これの合計が6割弱ということで、全体としても20ポイント以上の上昇ということでございます。

もう一つの類型、農地・農村部会で議論する事項は、折衝中の事項が61件となっており、農地転用許可の関係等がまだ定まっておきませんので、これを除いたポイントとしてこのような数字となっています。

これらを合計しますと、現時点で52.9%であり、折衝中のものが今後定まってくれば、最終的にこの数字がまとまってくるという状況です。

(神野座長) ここで、石破大臣は公務のため御退室されます。

(石破大臣) 申し訳ありません。よろしくお願ひいたします。

(石破大臣退室)

(三宅次長) 2枚目を御覧ください。グレーの部分が1枚目には記載していない部分で、

類型③、これまでに議論がされてきており、その後の情勢の変化等のない事項については、実現・対応の割合が46.5%、5割弱で、こうしたものを踏まえると、現時点では5割強の対応状況となっています。これが全体の状況です。

資料3-1を御覧ください。「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」の概要です。

「1. 基本的考え方」では、今回の提案募集の意義を書き添えてあり、地方の発意に根差した新たな取組を推進することとして、平成26年から提案募集方式を導入したこと、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを推進していくということを宣言しています。それから、地方分権改革の推進と地方創生との関係を書き添えてあり、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであるという位置付けをしています。

「2. 一括法案等の提出」は今後の取扱いの方針であり、1つ目の○、法律改正事項については一括法案等を通常国会に提出することを基本とするということ、それから、冒頭に大臣から御発言がありましたが、現行規定で対応可能な提案については、地方団体に対する通知などによって明確化しようということを行っています。また、引き続き検討を進めるものについては、適切にフォローアップを行い、逐次、地方分権改革有識者会議に報告するということです。

「3. 移譲に伴う財源措置その他必要な支援」として、事務・権限を地方に移す際には確実な財源措置を講ずること、それから、マニュアルの整備といったソフト面での必要な支援を行うということを書き添えています。

最後に「主な見直しの事項（提案募集方式の成果）」については、大きく4つに分けられると考えており、1番目が「これまでの懸案が実現したもの」、2番目が「地域の具体的事例に基づくもの」、3番目が「地方創生、人口減少対策に資するもの」、4番目が「委員会勧告方式では対象としていなかったもの」について、今回実現されたものがあると分類しています。これは後ほど事例に基づいて御説明申し上げます。

資料3-2が対応方針（案）の本体で、大部なものです。基本的考え方などは、今申し上げたことが書かれており、具体的なものについては、逐一对応方針が文章として書かれているものです。

このエッセンスとして資料4に事例を載せていますので、こちらに基づいて御説明したいと存じます。黄色に塗られているものが、重点事項として専門部会で御議論いただいたものです。まず先ほど申し上げた4分類に従いますと、1つ目が「これまでの懸案が実現したもの」です。1ページ一番上の欄、水道事業の認可の件は、本日御出席いただいている平井議員の鳥取県を含むたくさんの方から御提案をいただいたものです。

水道事業は、水利調整が要るものは国の認可が必要とされています。第1次分権改革

でこのような制度になっているのですが、今回、手挙げ方式により、都道府県内で水利調整が完結する水道事業等の許認可権限等について、一定条件を満たす都道府県への移譲が実現するというもので、政令改正によって対応するものです。実現による効果としては、老朽化施設の更新・耐震化、広域化の推進といった基盤強化について、都道府県の主導権発揮を促すことによって、持続可能な水道事業の運営を推進できるといった効果が期待できるものです。

2番目もこれまでの懸案で、磐田市などからございました都市計画法上の開発許可権限に関する提案です。注釈にありますように、現在指定都市・中核市などは都道府県と同様に開発審査会を設置して、開発審査会への付議案件を自ら調査できるのですが、その他の市町村は設置できないという状況です。今回の提案が実現することで、地方自治法の事務処理特例制度を活用して、開発許可に関する事務を処理する一般の市町村においても、都道府県の開発審査会について市町村が自ら運営を行うことができるという運営改善をいたしまして、地域の実情に応じた主体的な事務の円滑な運用ができるということです。

2枚目を御覧ください。2つ目の保安林の指定・解除権限の一部の都道府県への移譲等は、こちらも第1次分権改革で今の姿になったものです。重要流域については、大臣の権限で指定・解除が行われているところですが、一級河川を擁さない重要流域について、流域の全ての都道府県と国の協議が整った場合には、この重要流域の指定を外すことによって、解除権限を都道府県に移譲することとなりました。全てではございませんが、大きく前進した部分です。

また、括弧の中にありますように、都道府県知事が保安施設事業施行地等の区域内にある保安林を解除する際の農林水産大臣への同意を要する協議について、同意を要しない協議に見直す方向で検討して、結論を得ることとしました。

3ページからは第2分類「地域の具体的事例に基づくもの」です。土地利用関係として、一番上、芦別市などからの御提案で、都市公園の廃止が可能である「公益上特別の必要がある場合」の明確化です。通知等で解釈を明らかにするものであり、コンパクトシティ化といった地域の実情に応じて都市公園を廃止することが公益上より重要であると判断した場合には、廃止に係る「公益上特別な必要がある場合」に該当するということが明らかにされ、これに基づいて運用がなされれば地域の自主的なまちづくりにつながるということです。

次の4ページ目、医療・福祉のところですが、こちらも数多くの県から御提案いただいたものです。麻薬小売業者、医療用麻薬を販売する薬局間の麻薬の融通の許可は、現在は国が行っていますが、地域医療を担う都道府県に移譲することで、薬局の免許と譲渡しの許可、これをワンストップで取り扱うことによって、譲渡許可の取得が促進され、医療用麻薬を活用したがん患者に対する在宅ケア体制が充実するといった効果が期待されるものです。これは法律改正を要するものでございます。

5 ページ、環境・衛生の分野では、産業廃棄物行政情報システムの充実・改善というものがあります。収集運搬業は都道府県ごとに許可が必要ですが、同じ業者の様々な情報をこのシステムを通じて各都道府県で共有するということを通じて、許可の審査の効率化に資するというもので、今後、事務の円滑化が期待できるものです。

6 ページは土木・建築関係です。一番上の岐阜県からの提案、道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化です。道路には何でもかんでも置いていいものではありませんので、道の駅における充電インフラ整備については、道路区域外の設置が原則だということですが、利便性又は費用の観点から適当でない場合は、道路区域内に設置することが可能だという解釈を明確化するということで、これによって設置の促進と地域振興を図るという効果があります。

7 ページ、運輸・交通関係です。鳥取県、徳島県から御提案のあった通訳案内士制度の特例の創設として、地方公共団体による研修の修了のみで通訳ガイドの資格を与える特別制度を設けて地域振興に資するものとしたということで、そういった人材をガイドとして活用できるようになるという特例の制度ができるということです。

9 ページ、第3分類を御覧ください。「地方創生、人口減少対策に資するもの」という分類です。まず、佐賀県から提案のあったC I Q業務に関する提案です。国際ビジネス機を受け入れたいという佐賀空港については、臨機応変な対応を行うことにより、地方空港における国際ビジネス機受入れの活発化に寄与するという一方で、特に提案のあった佐賀空港については、このような対応ができるということです。他の空港についても検討をしていくことになっています。

2 番目、富山県からの御提案、医薬品製造販売等の地方承認権限の拡大です。例えば風邪薬などの一般医薬品で、新しい有効成分を追加したものについて、承認基準を拡大することにより、地方での承認が可能になる。これによって審査の迅速化、早期販売が可能となり、地域経済の活性化が期待できるというものです。

3 番目は、待機児童の解消策の1つです。保育所の居室面積を弾力的に設定できる規定が今年度末で切れるということでしたが、これを従来以上の5年間という長い期間にわたり特例を継続しようというもので、これにより、ほふく室の面積基準を自治体の判断によって弾力化して、受入れを多くできる可能性が高まるということになります。

10 ページ、3 番目は前回この場でも御指摘があったところで、同じく保育所の関係です。乳児を4人以上受け入れる保育所における保健師又は看護師1人について、保育士定数に算入できる規定に准看護師を追加してほしいということです。こちらについても実現可能ということで、省令改正を行い、乳児を安心して受け入れる体制の確保につながるということです。

12 ページの一番下、全国町村会から、町村が都市計画の決定・変更を行う際の都道府県知事の同意を外してほしいという御提案があり、制度の運用実態等を調査した上で、

平成27年中に結論を得ることとなっています。

次に、13ページの第4分類を御覧ください。これまでの委員会勧告方式では対象としていなかったものです。1つとしては手挙げ方式で、これまでは全国一律の移譲が行われていましたが、手挙げ方式によって意欲と能力がある団体に移譲していこうというものです。

1番目は現在でも希望する都道府県等に並行権限として付与している事業者に対する消費者安全法の報告徴収・立入調査等の権限について、その範囲を拡大するもので、2番目は先ほど御説明した水道の関係です。

14ページは、政省令、通知等に基づく義務付け・枠付けの見直しです。これまでは法律に基づくものが議論されてきましたが、今回は政省令等に基づくものについても御提案があり、その1つが介護認定審査会委員の任期の条例委任です。これは政令で一律2年と決まっているものですが、3年を上限として条例で定めることを可能とし、地域の実情に応じた柔軟な任期設定が行えるようになります。

以上が主な提案募集方式の成果です。

資料5を御覧ください。本日御欠席の森雅志議員から御意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

1 農地制度の見直しについて

農地制度の見直しは「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題である。昨年8月、地方六団体が取りまとめた「農地制度のあり方について」を踏まえた実現をお願いしたい。

2 各府省庁から地方への周知について

今回、各府省庁からの回答により、現行規定により対応可能であるとされたものについて、地方において円滑な対応が可能となるよう、関係府省庁が通知等により具体的かつ丁寧な情報提供をしていただくようお願いしたい。

3 今回提案が実現されなかった項目について

複数の団体が提案しており、かつ、地方六団体として前向きな提案意見のあった項目については、次年度以降も再チャレンジできるような仕組みをつくるよう希望する。

4 提案する期間等について

提案していく地方団体にとっては、時間的余裕を持って提案をしていきたいので、募集開始時期を2月または3月とするよう早めていただきたい。

また、期間を長めにもっていただくと同時に、その途中でもどのような提案が出ているのか地方公共団体に情報を提供していただきたい。

以上のような御意見をいただいているところです。

このほか参考資料1については、先ほど来、出ています現行規定で対応可能であり通知等により周知を図る例を記載していますので、後ほど御覧いただきたいと思えます。

参考資料2は地方創生における地方分権改革の位置付けとして、昨年末に決まりました「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも、地方分権について位置付けられているということです。

事務局からの説明は以上です。

(神野座長) どうもありがとうございました。

このように対応方針(案)をまとめることができ、政務の適切な御指導と事務局の御努力、さらにその前提になっている85時間にも及ぶ提案募集検討専門部会の御活動に深い敬意とともに感謝を表する次第です。

それでは、御説明いただいた対応方針(案)について、議員の皆様方から御質問、御意見がありましたら頂戴したいと思います。どなたからでも結構です。平井議員、どうぞ。

(平井議員) それでは、改めまして意見を申し述べさせていただきたいと思えます。今、事務局から丁寧な御説明がございました。また、冒頭、石破大臣からも今回、相当精力的な議論をして、各省庁とやり合った結果だというお話がございました。

まず、評価できる内容が非常にあったと思えます。率直に申し上げて、この種の様々な事務・権限の移譲や規制緩和について、地方団体が色々な意見を出しますが、今までゼロ回答が多いのが現実でした。今回の提案募集方式は、そういう意味で成功を収めつつあると言っていると思えますので、是非こうした方式をこれからより強力で押し進めていただければと思えます。何せ地方創生元年と言われる年でありますので、地方が動きやすいように、人口減少対策に果敢に取り組めるように配慮をお願いしたいと思えます。

また、現行規定で対応可能な提案については、石破大臣からもお話がありましたが、現実に現場が動けるようなきめ細かいフォローアップも必要だと思えますので、よろしくをお願いします。

関係府省からの第1次回答では、8割が対応不可と言われて地方団体にショックが走っていましたが、それが全くひっくり返り、本当に政務の方々の力の賜物だと感謝申し上げます。地方も一致協力してこの改革を断行していく。その推進役を果たしてまいりたいと思えます。

そういう中で2つほどお話を申し上げたいと思えます。森議員の趣旨と重なっている部分があるかと思えますが、1つは今回、調整中とされている農地の関係です。最近我々も感じるのですが、例えば中山間地等直接支払制度については、5年間にわたって耕作を続けなければならず、これが中山間地の用途を転用していく上で非常に足かせになっていましたが、今、政務の皆さんが動かれていることもあり、緩和されつつあるなど、農地についても少しずつ手が入り始めているという実感がいたします。

その最大の眼目が農地法に基づく規制です。地方団体側は今の総量としての農業の生産力を失わないように、マクロでの農地の確保はきちんとした上で、ミクロにおいては、手続論としてもっと現場が分かった人たち、都市計画を始めとした土地利用規制の当事者と整合的に行っていく必要があるのではないかとこのことを申し上げてきています。

したがって、まだ調整中となっておりますが、昨年末のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、今年度中に1つの方向性を定めるとされ、また、1月9日に開催された国と地方の協議の場の中で安倍総理も述べられたとおり、求められているのは結果です。そのために国と地方が共に汗を流していくことが大切であり、国もしっかりと汗を流していく考えであるということでした。その言葉どおり我々も閣議決定ぎりぎりのタイミングまで精力的に協議し、応援させていただきたいと思っておりますので、是非何らかの形で結果を出して、安心させていただきたいというのが1つです。

また、資料3-2「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」を拝見させていただきましたが、7ページにハローワークのことが書かれています。これは従来からの懸案なのですが、色々な実務が重なってきており、佐賀県と埼玉県でハローワーク特区として先行的に実施され、非常にうまくいっているということです。そういう実情を是非検証していただき、問題がなければ我々にやらせていただいてもいいのではないかと考えています。その辺りをお考えいただきたいと思っております。

非常にびっくりされるかもしれませんが、私ども鳥取県でもハローワークをやっています。以前、鳥取県内の一部のハローワークが廃止されることとなり、地元で大問題になったものですから、当時の舛添厚生労働大臣にハローワークの存続を求めました。その際に折り合ひまして、ふるさとハローワークという名前で県の事務所で職業紹介を行っています。ここに国の端末を設置していますが、非常に評判がいいのです。このように実は成功例が積み重なってきています。

更に言えば、これは大分まだ抵抗感があるようですが、雇用保険関係の事務も同様に行えるようになれば、住民にとって非常に便利な施設になると考えています。何らかの制約を付けなければいけないということであれば、それは規制の在り方として国が考え方を示し、地方が守るというルールをつくれればいいだけのことで、この辺りは是非再検討していただきたいと思っております。

IL088号条約などもあります。先進国では既に民間に職業紹介を委ねる際に、この適用を外している国も現れてきており、柔軟な発想でお力をいただきたいと思っております。
(神野座長) ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。勢一議員、どうぞ。

(勢一議員) 昨年10月時点と比較しますと、実現・対応の割合が相当上がっており、僅かばかり携わった者として少し安堵しています。関係者の皆様の御尽力に重ねてお礼を申し上げます。

ただ、実現できなかった提案が相当数残っていますので、中身の精査というのは課題として残っているのではないかと感じています。特に重点事項以外の件数が多く、157件が残っています。これらは、そもそも分権で対応できないようなものであるのか、あるいは分権を進めるにはなお環境等が整っていないものなのか、そのような観点から改めて精査をし、課題の分析をする必要があると考えています。

更に、次年度以降の対応をどのような形で進めていくべきかという点についても、今年度の運用状況を総括し、課題を挙げた上で、新たな取組をすることが必要になっていると思います。そういう意味では一定の成果については評価できると思いますが、なお、やることはたくさんあると考えています。

以上です。

(神野座長) ほかいかがでしょうか。白石議員、どうぞ。

(白石議員) 初めての提案募集方式ですので、内容については様々な評価があろうかと思いますが、森議員からの御意見の1番目に「農地制度の見直しについて」とあります。地方六団体で色々な議論、特に政策的な議論をする際には、意見が分かれることが多くあるのですが、この農地制度については、分かれていた意見を地方六団体がまとめて要望した項目ですので、是非これは実現をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

また、農地制度に限らず、住民とのやり取りの中で、借地借家法など古い法律が問題になることが多くあります。こういったものは現代に合わない部分があり、土地に端を発する課題が多いので、その突破口としても農地制度については是非前向きな調整をお願いしたい。

(神野座長) ありがとうございます。

後藤議員、どうぞ。

(後藤議員) 提案募集方式がかなり根付いてきたということで、これまでの経緯を伺って大変心強く感じました。特に地方分権というのは、これまで上から降ろしていくというイメージが強かったわけですが、私の言葉で言うとボトムアップ型の地方分権というか、現場の発意で分権が進んでいくという流れが今回の取組でできたということは、評価できるのではないかと思います。

ここで申し上げたいことは2点あります。まず、平成27年の取組をどう進めていくかというロードマップを早くお示しいただいて共有することが大事ではないかということです。もう一つは、農地制度の問題で、これまでも申し上げているように、農村側だけの議論で農地を考えていいのか、都市と農村とを一体的に考えていく必要があるだろうということです。

これまでのいわゆる土地利用は、機能ごとに土地を分割し、大まかに言えば都市や農地、都市の中でも住居系、工業系、商業系などと、とにかく分けるという考え方でした。これからは都市が拡大していくのではなく、都市が縮減していく際に、これまで

分割していったものを再度どのように結びつけるかということが重要な方向だと思えます。

ですから、土地利用という言い方も、今では空間利用という言い方に変わってきていますし、都市計画、農村計画のように分けるのではなく、都市農村計画として都市と農村を一体的に考えていく中で、今後の農地の在り方も考える必要があるだろうと考えています。したがって、地方分権の議論も一つ一つの権限に分割する議論をするだけではなく、それらをまた再統合し、これからどのような日本の形をつくっていくのかという、逆の流れも併せて考えていく必要があるのではないかと考えています。農地制度に関する議論には大変期待しているところなのですが、単に権限の移譲ということではなくて、それによって都市と農村がどういう新しい関係を持てるのかという点も含めて議論できればよいと考えています。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

谷口議員、どうぞ。

(谷口議員) この提案募集方式、手挙げ方式に関しては、非常に多くの事項に関して検討、また、各府省との調整等が行われたということで、大変労力がかかった取組であったかと思えます。関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

本日の資料を拝見しておりましたが、様々な地方公共団体から、自分たちがやりたい施策のために自主的に道を開いていきたいという提案が多くあるという部分と、手続や書類を簡素化する、新しくするという提案もありました。先ほど白石議員もおっしゃいましたが、今の時代に合った形で、もしかしたらこの手続や書類は要らないかもしれない、あるいは都道府県を通すことを見直すことができるかもしれないというように、業務量が増えると地方も大変ですので、簡素化したほうがよい部分について、効率化していくというのは非常によい御提案だと思えました。

また、今後は事後の検証も必要だと考えています。権限を移譲し、規制を緩和した結果、メリットとデメリットが出てくると思います。恐らく都市の事情で保育所等の条件は様々緩和されていく方向にありますが、それに伴う課題も出てくる場合があるかと思えますので、実施した後、今度はどうなのかという点も関心を持っていく必要があるのではないかと考えています。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。

山本構成員、どうぞ。

(山本構成員) 実際にヒアリングをした立場から3点ほど感想を申し上げたいと思います。

1つは、自治体の側から、こういうところで困っている、あるいはこういう取組をしているという具体的な話をしていただけると、ヒアリングの際に各府省に対して話を

しやすかったということです。それに対して、具体的な話がないと、一般論で話が終始してしまい、なかなか突破口を開けないということがありましたので、自治体の側からは、是非、具体的な問題点あるいは具体的な取組を示していただきたいと思いました。

第2点は、ヒアリングをしたときには、正直に言ってハードルが高いと思った提案でも実現・対応に至ったものもあり、これは事務局あるいは政務の方が非常に努力をされた結果ではないかと思います。本当に感謝を申し上げたいと思います。

第3点は、逆に実現がされなかった提案の中でも、本当に難しいと思うものと、各府省の主張が本当に成り立つのだろうかとか疑問に思われるものもあり、実現されなかった提案の分析も、今後のために必要なのではないかと思います。

以上です。

(神野座長) ありがとうございます。それでは、高橋部会長お願いします。

(高橋部会長) 次回に向けて様々な御指摘をいただきありがとうございました。恐らく有識者会議から来年度に向けて具体的な指示があると思いますので、それを踏まえて提案募集検討専門部会として、頂いたミッションをしっかりと果たしていきたいと思えます。

今回の作業で足がかりができたように思われます。実は、最初の頃の提案募集検討専門部会の後、記者への説明をした際に「どのくらいを目標にされますか」と聞かれ、うっかり「5～6割は実現したい」と言ってしまいました。そして、結果としてはこれを上回った成果になりました。これはひとえに専門部会の方々、石破大臣、平副大臣、小泉大臣政務官、事務局のおかげだと思っています。感謝申し上げたいと思います。

本日、色々な御提案をいただきましたので、それを有識者会議でまとめていただき、御指示を頂戴して、引き続き取り組んでいきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

(神野座長) どうもありがとうございました。

一当たり議員及び構成員の皆様方から御意見を頂戴しましたが、いずれも農地を始めとする調整中の部分は一層奮励、努力せよという御発言や、対応方針の内容を精査しながら、今後の課題の焦点を絞って進めていこうというような御意見でしたので、対応針案については各府省と調整が続いている点について、引き続き奮励、努力をお願いするということを前提にした上で、有識者会議として了承させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

(神野座長) ありがとうございます。この対応方針(案)については、有識者会議として了承したということにさせていただきます。議員の御意見の中にも多く見られましたように、政府の対応方針決定に向けて努力していただくとともに、残る課題につ

いて各府省との更なる御調整をお願いしたいと考えています。

まとめる座長として大変喜ばしいと思ったことは、この新しい分権を推進していく方式、ボトムアップと表現するか、地方イニシアチブの地方分権改革が機能し始めたというか、着実に大きな一步を踏み出せたと考えています。人間が見せる笑顔で最も美しい笑顔は、子供が初めて第一歩を歩くことができたときに見せる笑顔だと言われていいますので、この笑顔が持続するように一層着実に歩むような方向で努力を続けていきたいと思えます。

最後になりましたが、大変御努力いただきました平副大臣からお言葉を頂戴したいと思えます。よろしくお願ひします。

(平副大臣) ありがとうございます。

本日は、平成26年の地方からの提案等に対する対応方針(案)について御了承いただきました。改めて感謝申し上げます。

私は昨年10月、中間取りまとめについて御議論いただいた際も出席させていただきましたが、提案に対して対応できる件数が少ないということで、各種報道等で御批判の声もいただきました。ただ、最初から最後まで会議に出させていただいて、かなり政府の側に問題があるという認識を持ちましたので、具体的に石破大臣と御相談をし、大臣からも強く要請させていただいたところです。

数字が全てではありませんが、結果としては割合をかなり上げることもできましたし、今までできなかったことが437件にわたってできるようになったということは大変な成果であろうと思えます。

ただ、まだ残る課題もあります。私も実際に政務として規制官庁と交渉して思うのは、官庁によりカルチャーが違うのです。これは引き続きしっかりと取り組まなければいけないなと思っているところです。

また、農地についても、石破大臣は農林水産大臣経験者でもありますので、かなり高いレベルで引き続き調整をしていただけるものと思っています。

いずれにしても、地方創生の中で地方分権は極めて重要な政策ですので、精力的に進めてまいりたいと思えますし、本当に有識者の皆様、専門部会の皆様、事務局もかなり政務からプレッシャーをかけられて一生懸命やっていただいたと思えます。感謝を申し上げるとともに、引き続き地方分権改革の推進に向けてよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(神野座長) どうもありがとうございました。

それでは、最後まで熱心に御議論を頂戴したことを深く感謝申し上げて、生産的な多い会議に終始したことを感謝申し上げます。

ちょうど時間ですので、本日の合同会議はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以上